令和６年度第３回　立川市公契約条例検討委員会　会議概要

開　催　日　時	令和７年１月15日（水）午前10時00分～午後12時01分
開　催　場　所	立川市役所　302会議室
次　　第	1. 議題 (1)立川市公契約条例（素案） (2)立川市公契約条例施行規則（案） ①適用範囲について 2.報告 （1）立川市競争入札参加資格登録事業者公契約条例に関するアンケート集計結果報告 （2）入札・契約制度の見直しについて 3. その他 (1)今後の予定 ①パブリックコメント ②次回会議
配　布　資　料	・資料1-1：立川市公契約条例(素案) ・資料1-2：立川市公契約条例（素案）逐条解説 ・資料2-1：立川市公契約条例施行規則（案） ・資料2-2，3，4，5：適用範囲検討資料（工事・委託、他自治体） ・資料3：公契約条例事業者アンケート結果 ・資料4：入札・契約制度の見直しについて
出　　席　　者	［委員］ 森井利和,木村辰幸,中村知義,松浦孝治,小笠原一樹 ［事務局］ 大平武彦(行政管理部長),岡本珠緒(契約課長),今井治(工事契約係長），市川啓行革推進係長,岡田幸子(品質管理課長),小田川政輝(品質管理係長),武田智子(品質管理係)
公開・非公開	公開
傍　聴　者　数	２人

委員からの意見、質問及びそれに対する回答

意見・質問	回　答
１.委員長あいさつ	
２．議事	
(1)立川市公契約条例（素案）	・品質管理課長が「立川市公契約条例（素案）逐条解説」をもとに説明。
＊第１条「事業者等の発展」を「もって」の後ろへ、地域経済の活性化とと	・事業者の発展ということを最終目的とすることに違和感がある。

もに目的としてはどうか。 ＊「事業者の発展」は大きな手段であることを確認した。	・「地域経済の活性化」と「市民の福祉の増進」が最終的な目的である。
＊第２条第３項「特定公契約」の「受注者が国、地方公共団体」とあるが、そのようなことがあるのか。 また、「その他市長が認める者であるときは適用しない」とは何を想定しているか。	・国や地方公共団体が受注者となることはある。その場合、当然法令等は守っているとの前提で除外している。
＊第２条第６項「特定労働者等」では同居の親族のみを使用する事業者は該当しないという結論でよいか。 ＊家族経営者が受注する場合、問題となることが予想されることから、この点ははっきりさせておく必要がある。	・同居親族でも個々に一人親方として各々現場に入る場合は別々の事業者として特定受注関係者となると理解している。
＊実際に仕事を発注する際、同様の一人親方についてはっきりさせておかないと誤解が生じる。	・業務発注までに、分かりやすいガイドブックや手引きを整備していく。
＊第 11 条「報告の請求等及び立ち入り調査」は職権で立ち入ることもあるという規定と捉えてよいか。	・そのとおり。
＊第８条別表第５「労働条件の市長への報告」はどのタイミングで報告をすることを想定しているか。	・具体的なタイミングについては、これから検討していく。
	○素案について訂正箇所があるものの原案のとおり承認
(2)立川市公契約条例施行規則（案）	・品質管理課長が「立川市公契約条例施行規則（案）」をもとに説明。
＊第３条「特定公契約の適用範囲」工事については、妥当と思われるが第５条の報告の具体的な方法につい	

て、事前に調査をしておく必要がある。 ＊業務委託契約の適用範囲について設計は人件費が殆どであることから適用範囲にいれるべきでは。	・市民生活への影響が大きい業種を対象としているため、現段階では、適用範囲に入れることは想定していないが、別の手段で確認していく。
２．報告 **（１）立川市競争入札参加資格登録事業者公契約条例に関するアンケート集計結果報告** **（２）入札・契約制度の見直しについて** **＊労務費が目減りしないよう工夫をしてほしい。** **＊予定価格の事前公表の見直しを検討してほしい。**	・品質管理課長が資料をもとに報告。
３．その他 **（１）今後の予定**	・品質管理課長が資料をもとに報告。 ３月中旬から４月上旬にかけて公契約条例（素案）に関するパブリックコメントを実施する予定 ・次回の開催は未定